

# 赤穂市立塩屋小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止等の対策についての基本的な考え方

### (1) いじめの理解

「いじめ」とは、児童に対して一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、その行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ア どの子どもにも起こり得るものである。
- イ 人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ウ 大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- エ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。

### (2) いじめの問題の克服に向けた基本的な方向

いじめ問題の克服に向けて、学校では次の4点を基本的な方向として、家庭及び地域と一体となって教育活動全体を通じて取り組む。

- ア 自分で判断し行動できる人間に児童生徒を育てる。(個の成長)
- イ 児童生徒同士の心の結びつきを深め、人間関係を豊かにする。(豊かな人間関係)
- ウ いじめの問題に組織的に取り組む。(組織的な取組)
- エ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発に努める。(いじめの問題への理解)

学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認めあえる人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そのような中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

## 2 いじめ防止対策のための校内組織体制

### (1) いじめ問題対策委員会の設置

いじめ問題への対応に当たっては、「いじめ問題対策委員会」を中心として、学校全体で組織的に取り組む。

当該組織は生活指導委員会に位置づけ、常時は毎月1回の情報交換等を行う。いじめが起きた場合は、校長、教頭、生徒指導担当、各学年代表、児童生徒支援教員、スクールカウンセラーに加えて、校長が必要と認めた場合は、養護教諭及び特別支援教育コーディネーターを加え対応に当たる。

### (2) いじめ問題対策委員会の役割

- ・ 学校評価アンケート等で、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

- ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・ 学校評価アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ・ 随時、しおっ子だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

### 3 いじめの防止等に関する具体的な取組

#### (1) 未然防止

児童が、主体的に学習や学校行事に参加・活躍し、達成感を得られるように教育活動を進める中で、学校生活によりよく適応し、自己を生かして主体的に生きていくことができるよう、「いじめ防止のための学校経営行動計画」(別紙1)に則った指導・援助を行う。また、互いを思いやり、互いを尊重しながら成長し合うことが大切であることを児童に十分理解させ、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識の醸成に努める。これらにより、自他を大切にする児童を育成し、いじめの未然防止を図る。

そのため、以下のことに取り組む。

##### ア 教師力の充実

- ・ 児童の気持ちの理解を基盤とした開発的生徒指導の推進
- ・ 授業や学級・学年集団の中での居場所づくりと安心して過ごせる学級づくり
- ・ 「研究推進計画」(別紙2)による分かる授業と自尊感情が高まる授業の創造

##### イ 児童力と主体性の向上

- ・ 児童の主体的な手立てによるいじめを許さない学校文化づくり
- ・ 児童と教職員の協働によるいじめ追放

##### ウ 児童や学級等の状況把握

- ・ 全教職員による児童の状況把握と情報交換

##### エ 道徳教育の充実

- ・ 「兵庫版道徳教育副読本」等の活用による授業の充実と、児童の社会性や規範意識、思いやり等の豊かな心の醸成

##### オ 人権教育の充実

- ・ 「赤穂市学校園所における人権教育推進上の基本事項について」(別紙3)を基本とした人権教育の推進と、人の痛みを思いやることができる生命尊重の精神や人権感覚の育成

##### カ 校内研修の充実

- ・ カウンセリング研修をはじめ、年齢層等による段階別の研修、生徒指導の基盤となる学級経営の指導力向上に係る研修等の充実
- キ 教職員がゆとりを持って児童と向き合う時間の確保
  - ・ 勤務時間の適正化を図ることによる児童とかかわる時間の確保と、一人一人の児童の状況や学級集団等の様子の日常的な把握

## (2) 早期発見

児童の日常的な状況把握や児童との信頼関係を構築する取組により、いじめの早期発見を図る。

### ア 教職員の対応能力の向上

- ・ 教職員が人権感覚を磨き、共感的に児童の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリングマインドの向上

### イ 日常的な実態把握

- ・ 休み時間等における教職員の日常的な観察、及び定期的なアンケート調査の実施による情報収集

### ウ 相談しやすい環境づくり

- ・ 児童や保護者との信頼関係づくり
- ・ 本人からの訴えがあった場合の担任等やカウンセラーによる当該児童への心の安定と安心感を持たせるための配慮
- ・ 周囲の児童から訴えがあった場合の当該児童がいじめを受けることがないようにするためのきめ細かな配慮
- ・ 保護者の訴えがあった場合における保護者的心情に対する十分な理解と適切な対応

## (3) 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、いじめを受けている児童の苦痛を取り除くことを最優先に、いじめ問題対策委員会を中心とした教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関連携のもとで取り組む。

### ア いじめへのいじめ問題対策委員会による組織的対応

- ・ いじめが疑われる情報があった場合の、いじめを受けた、又はいじめを知らせた児童の安全確保と登下校、昼休み等における見守りの強化
- ・ 正確な実態把握と明確な指導方針及び役割分担のもとでの児童、保護者への対応
- ・ 事案に応じての教育委員会、関係機関との連携

### イ いじめを受けている児童及び保護者への支援

- ・ いじめを受けている児童の安全確保、及び心配や不安の払拭
- ・ その保護者へのその日の内の面談、事実関係の報告と今後の指導方針の提案等、今後の対応についての協議
- ・ 当該児童及びその保護者への適時、適切な方法での経過報告

### ウ いじめを行っている児童への指導及び保護者への助言

- ・ いじめを行っている児童への人間的成长につながる毅然とした対応と粘り強い指導

- ・ いじめが非人道的な行為であることと、いじめを受けている側の気持ちを認識させる
  - ・ その保護者への早急な面談を実施し、学校での調査で明らかになった事実関係や相手の児童、保護者の心情を伝え、家庭での指導を依頼し、今後の取組について共有する
- エ 周囲の児童生徒への指導
- ・ いじめを当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として、「いじめは決して許さない」という毅然とした指導を行う
  - ・ いじめの「傍観者」から、いじめを抑止する「仲裁者」への転換を促す指導
- オ 教育委員会との連携
- ・ 速やかな教育委員会への報告
  - ・ 必要に応じて、関係機関等への支援依頼

#### (4) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・ 情報モラルに関する教職員の指導力の向上
- ・ 警察等関係機関と連携した児童への情報モラル教育の充実及び保護者への啓発
- ・ 青少年インターネット環境整備法や兵庫県青少年愛護条例等の法令の規定を踏まえた保護者の責務についての周知

#### (5) 家庭や地域との連携

- ・ 学校におけるいじめの実態や学校いじめ防止基本方針に基づく取組の啓発
- ・ いじめに対する家庭や地域の気づきと教職員の気づきの共有
- ・ 学校とPTAや地域団体との地域ネットワークづくりによる教育支援

#### (6) 重大事態への対処

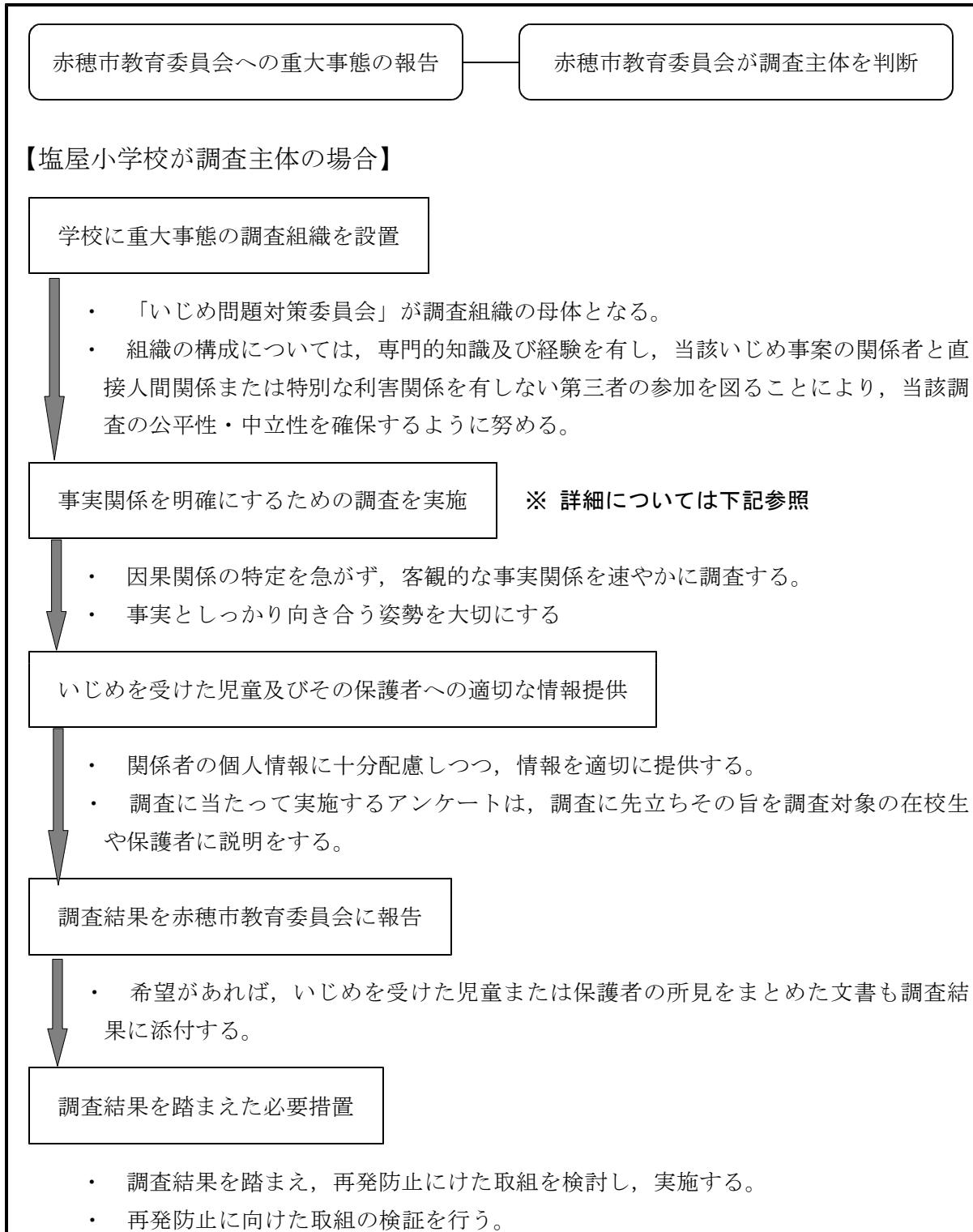
##### ア 重大事態の意味及び調査

いじめにより、当該児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時、又、いじめにより、当該児童が「相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時、重大事態への対処、発生防止に資するため、赤穂市教育委員会又は学校が主体となり、適切な方法により重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行う。調査主体の決定については、赤穂市教育委員会が判断する。

##### [ 重大事案と想定されるケース ]

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

## イ 重大事態の対応フロー図



### ※ 事実関係を明確にするための調査について

#### ① いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合

- いじめを受けた児童から十分に聴き取る。また、在籍児童や教職員に対する質問紙調査、聴き取り調査を行う。
- この際、いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とする。

- ・ いじめを行っている児童のいじめ行為を止めるとともに、いじめを受けた児童に対して事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

**(2) いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合**

- ・ 児童の入院や死亡など聴き取りが不可能な場合、迅速に、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取する。
- ・ 今後の調査について保護者と協議した上で、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等による調査に着手する。

**(3) 児童の自殺という事態が起こった場合**

- ・ 自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

**【留意点】**

自殺の背景調査に際し、以下の点に留意する。

- ・ 遺族の要望・意見を十分に聴取し、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 遺族に対して主体的に在校生への詳しい調査の実施を提案する。その際、目的・目標、組織の構成、概ねの期間や方法、入手資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方、調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておく。
- ・ できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、専門的知識及び経験を有する者の援助の下、それらの信頼性の吟味を含めて客観的、総合的に分析評価を行う。
- ・ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。